主 文

本件各上告を棄却する。

理 由

弁護人中川正夫の上告趣意は、単なる法令違反、事実誤認の主張であつて、刑訴 法四〇五条の上告理由にあたらない。

なお、原判決は、本件製造たばこの販売を小売人Aの委託販売であると認定したものではないことは、原判決文上明らかであり、そして、原判示の事実(原判決書三枚目表七行目から四枚目表末行まで)および記録に徴すれば、本件製造たばこの販売は、Aの委託販売ではなく、被告人Bが販売したものであるとの原認定の結論は、これを是認することができる。

よつて、同法四一四条、三八六条一項三号により、裁判官全員一致の意見で、主 文のとおり決定する

昭和四五年七月二八日

最高裁判所第三小法廷

| 裁判長裁判官 | 松 | 本 | 正  | 雄 |
|--------|---|---|----|---|
| 裁判官    | 田 | 中 | =  | 郎 |
| 裁判官    | 下 | 村 | Ξ  | 郎 |
| 裁判官    | 飯 | 村 | 義  | 美 |
| 裁判官    | 团 | 根 | /\ | 郷 |